

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート

【情報政策課】

<input checked="" type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 報告事項	AI-OCRにおける送達項目情報の外部提供及び外部提供に係る通知の要否並びに電子計算機処理による結合について（課税課固定資産税係分）		
根拠規定	<input type="checkbox"/> ① 条例第8条第2項第6号 本人外収集	<input type="checkbox"/> ② 条例第12条第2項第4号 目的外利用	
	<input checked="" type="checkbox"/> ③ 条例第13条第2項第4号 外部提供	<input type="checkbox"/> ④ 条例第14条第2項 電子計算機処理による記録項目の設定、追加又は変更	
	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤ 条例第15条第1項第2号 電子計算機処理による結合	<input type="checkbox"/> ⑥ その他 ()	
主管課	企画財政部情報政策課・市民生活部課税課		
事務の名称	AI-OCRによる手書き帳票の電子データ化 帳票名【償却資産申告書】		
事務の概要	AI-OCRとは、手書きの帳票を機械が読み取って、文字データにすることができる機能である。 これにより手書き帳票を人の手で入力する手間と時間を省略することができる。業務の効率化や行政サービスの向上を推進する効果が期待される。 【帳票の概要・目的等】 償却資産申告書は市内事業者が所有する償却資産の種類及び取得価格等の情報が記載されたものであり、この償却資産申告書を基に当該償却資産の固定資産税額を計算する。		
実施時期	令和4年1月18日～		
件数	年間約1,800件		
	<input type="checkbox"/> 収集する個人情報の項目 { <input type="checkbox"/> 目的外利用する <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供する <input type="checkbox"/> 記録項目に設定する <input type="checkbox"/> 記録項目に追加する <input type="checkbox"/> 記録項目に変更する } 保有個人情報の項目		
基 本 的 事 項	心身の状況	家族状況等	社 会 生 活
<input type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 電子メールアドレス <input type="checkbox"/> 口座情報	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績 <input type="checkbox"/> 評価 <input checked="" type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> 公的扶助
その他の項目			
外部提供	外部提供先の概要	NTTデータ	

	外部提供の形態	<input type="checkbox"/> 紙媒体 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体 <input checked="" type="checkbox"/> その他の媒体 (具体的な形態) 行政専用の閉域ネットワークを介してAI-OCRサーバと通信し、市側が読み取った手書き帳票の画像データをアップロードすることで、文字化されたデータが自動作成され、そのデータを市側でダウンロードして取得する。
	外部提供の理由、方法等	(理由、方法等) 情報の漏洩のリスクが極めて低い、行政専用の閉域ネットワークを介した通信により、AI-OCRサーバにデータを提供する。 なお、AI-OCRサーバは、行政で共同利用するために国内のデータセンター内に構築・設置されており、AI-OCRサーバの構築環境については、総務省の直轄団体である地方公共団体システム機構の許認可を取得し、行政専用の閉域ネットワークを介してのみ運用されている。
	外部提供先での個人情報の管理の方法	AI-OCRサーバにアップロードした画像データ及び文字化されたデータは市が指定した期間内(5日)で自動削除される。 なお、データセンターは24時間365日有人警備により入館管理し、サーバー室内の出入口に生体認証や防犯カメラで入室管理を行うなど厳重な環境で管理している。
	外部提供する条件	個人情報の保護については、狛江市個人情報保護条例(以下「条例」という。)の遵守を徹底させ、市との委託契約の中で厳密な取扱いを求めるとともに、個人情報の取扱いに関する特記仕様書を取り交わしている。
電子計算機処理による結合	結合する市の電子計算機の概要	ファイルサーバ及び端末機
	結合する第三者の電子計算機の概要	AI-OCRサーバ(NTTデータ)
	結合する通信回線の概要	通信経路の暗号化等により、情報の漏洩のリスクが極めて低い、行政専用の閉域ネットワークを介してAI-OCRサーバと通信する。
通知	外部提供	<input checked="" type="checkbox"/> 無 (理由) 1 条例第13条第5項の規定の趣旨は、外部提供される保有個人情報の本人に対し、自己情報コントロール権の保障及び当該権利行使の機会の作出することにある。 2 本件において使用するAI-OCRは、地方公共団体システム機構の許認可を取得しているサーバ

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート

【情報政策課】

			<p>スであり、行政専用の閉域ネットワークを介しているため、外部提供による保有個人情報の漏えいリスクは十分に低減されていると言える。</p> <p>また、市役所業務の効率化や行政サービスの向上を推進するため、本件の必要性は高いものである。</p> <p>3 以上の理由により、保有個人情報を外部提供することにつき本人が自己情報コントロール権を行使しないことが一般通常人の立場から明らかであるといえることから、本件については、同条同項ただし書を適用し、外部提供にかかる通知は不要といたしたい。</p>
<p>そ の 他 資 料</p>			
<p>備 考</p>			

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート
【学校教育課】

<input checked="" type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 報告事項	学校保健安全法に基づく健康診断における検診事業の委託の際の保有個人情報の外部提供及び外部提供に係る通知の要否について		
根拠規定	<input type="checkbox"/> ① 条例第8条第2項第6号 本人外収集	<input type="checkbox"/> ② 条例第12条第2項第4号 目的外利用	
	<input checked="" type="checkbox"/> ③ 条例第13条第2項第4号 外部提供	<input type="checkbox"/> ④ 条例第14条第2項 電子計算機処理による記録項目の設定、追加又は変更	
	<input type="checkbox"/> ⑤ 条例第15条第1項第2号 電子計算機処理による結合	<input type="checkbox"/> ⑥ その他 ()	
主管課	教育部学校教育課		
事務の名称	学校保健安全法に基づく健康診断における検診事業（心臓検診委託，尿検査委託，脊柱側弯症検診委託）		
事務の概要	学校保健安全法第13条，学校保健安全法施行規則（以下「規則」という。）第5条から第11条までに実施を義務付けられている児童生徒への健康診断のうち，専門性を必要とする検査については外部検査機関への委託にて行う。 委託先に検査対象者の情報（在籍校，学年，クラス，出席番号，氏名，生年月日，性別）の一覧を電子データで預け，検査を実施してもらう。 検査結果は検査対象者の情報に紐づけた報告書を作成し，市に納品してもらう。		
実施時期	毎年4～6月（規則第5条により，6月30日までに実施する）		
件数	市立学校に在籍する児童生徒数（約5000件）		
	<input type="checkbox"/> 収集する個人情報の項目 <input type="checkbox"/> 目的外利用する <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供する <input type="checkbox"/> 記録項目に設定する <input type="checkbox"/> 記録項目に追加する <input type="checkbox"/> 記録項目に変更する		
基本的事項	心身の状況 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	家族状況等 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	社会生活 <input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績 <input type="checkbox"/> 評価 <input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> 公的扶助
その他の項目	在籍校，学年，クラス，出席番号		
外部提供	外部提供先の概要	公益財団法人 東京都予防医学協会	

		外部提供の形態	<input type="checkbox"/> 紙媒体 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録媒体 <input type="checkbox"/> その他の媒体 (具体的な形態)
		外部提供の理由, 方法等	(理由, 方法等) 健康診断に係る検査は, 個人が特定できる報告を作成する必要があること, また, 検査結果の判定に被検者の生年月日や性別が必要なことから, 各学校のクラスごとの名簿に生年月日, 性別を記したものをエクセルデータの形式でCD-Rに格納し, 授受する。
		外部提供先での個人情報の管理の方法	個人情報を取扱う目的を受診票・健診資料の送付, 結果報告書の作成に限定し, 安全・防犯のための監視カメラによるモニタリングを実施している。
		外部提供する条件	個人情報の保護については, 狛江市個人情報保護条例(以下「条例」という。)の遵守を徹底させ, 個人情報の厳密な取扱いを求めるとともに, 取扱いに関する特記仕様書を取り交わすこと。
通知	外部提供	<input checked="" type="checkbox"/> 無	(理由) 1 条例第13条第5項の規定の趣旨は, 外部提供される保有個人情報の本人に対し, 自己情報コントロール権の保障及び当該権利行使の機会の作出することにある。 2 本件においては, 委託先に対し監視カメラによるモニタリングを実施するなど個人情報保護に関する監督を行うことにより, 外部提供による保有個人情報の漏えいリスクは十分に低減されていると言える。 また, 学校における児童生徒の保持増進を図ることを目的とした法に基づく業務の委託であり, 業務の専門性から, 専門機関への委託以外の方法(学校教職員や市職員)で行うことは不可能であることにより, 本件の必要性は高いものである。 3 以上の理由により, 保有個人情報を外部提供することにつき本人が自己情報コントロール権を行使しないことが一般通常人の立場から明らかであるといえることから, 本件については, 同条同項ただし書を適用し, 外部提供にかかる通知は不要といたしたい。
その他資料			
備考			

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート
【市民課】

<input checked="" type="checkbox"/> 諮 問 事 項 <input type="checkbox"/> 報 告 事 項	戸籍システム機器更新に伴う同システムのクラウドサービスの導入における保有個人情報の外部提供及び外部提供に伴う通知の要否について		
根 拠 規 定	<input type="checkbox"/> ①条例第8条第2項第6号 本人外収集	<input type="checkbox"/> ②条例第12条第2項第4号 目的外利用	<input checked="" type="checkbox"/> ③条例第13条第2項第4号 外部提供
	<input type="checkbox"/> ⑤条例第15条第1項第2号 電子計算機処理による結 合	<input type="checkbox"/> ④条例第14条第2項 電子計算機処理による記 録項目の設定、追加又は 変更 <input type="checkbox"/> ⑥その他（ ）	
	主 管 課 市民生活部市民課		
事 務 の 名 称	戸籍システムのクラウドサービスの導入		
事 務 の 概 要	<p>戸籍データについては、戸籍法、戸籍法施行規則に則り自庁設置型のサーバ内にデータを保存・保管してきたが、令和4年10月末に法定耐用年数が到来するため更新が必要となる。</p> <p>当市が導入を予定しているクラウドサーバへ戸籍データを移設する事例については、法務省において認容して差し支えないとの回答を得ている。（平成30年1月18日付け法務省民一第19号民事局民事第一課長回答。）</p> <p>クラウドサービスの導入に当たり、セキュリティの向上や災害時におけるデータの保全の確保等が求められる。同サービスの導入を図ることにより、日々職員が実施しているバックアップの実施、定期的なメンテナンスの立会い、障害発生時の対応が不要となったりするため職員の負担軽減が図れる。また、戸籍データはシステム事業者が提供するデータセンターで厳重に保管・管理されることにより安定的に戸籍を提供できることで業務の継続性も確保できる。また、システムの更新・バージョンアップにも迅速に対応ができる。</p> <p>上記のことから、戸籍業務については富士フィルムシステムサービス（株）へ戸籍システムのクラウド化業務を依頼することとした。</p>		
実 施 時 期	令和4年11月（予定）		
件 数	令和3年4月1日現在 本籍数24,723人，本籍人口60,086人		
<input type="checkbox"/> 収集する個人情報の項目 <input type="checkbox"/> 目的外利用する <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供する <input type="checkbox"/> 記録項目に設定する <input type="checkbox"/> 記録項目に追加する <input type="checkbox"/> 記録項目に変更する	} 保有個人情報の項目		
基 本 的 事 項	心身の状況	家族状況等	社 会 生 活

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート
【市民課】

<input type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 電子メールアドレス <input type="checkbox"/> 口座情報	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績 <input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助	<input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 評価 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 趣味	
その他の記録項目		その他戸籍に記載している事項			
外部提供	外部提供先の概要	・戸籍システム保守ベンダー 富士フィルムシステムサービス（株） 市防災センター内設置の戸籍サーバを同社が準備するデータセンター内に設置する。			
	外部提供の形態	<input type="checkbox"/> 紙媒体 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録媒体 <input type="checkbox"/> その他の媒体 （具体的な形態）			
	外部提供の理由、方法等	（理由、方法等） 令和4年10月で戸籍システムの機器更新時期が到来するとともに長期的なコスト削減効果もみられるため。			
	外部提供先での個人情報の管理の方法	本件の外部提供先は、約7割の自治体で戸籍システムの導入・保守管理を行っており、これまで情報漏えい等の事故は発生していない。 なお、今回導入するクラウドサービスは、米国の民間団体が作成したファシリティ基準である「Tier」（ティア）において最高レベルのティア4相当レベルのサービスセンターを採用しており、災害発生時の戸籍データの保全及び安全性が担保されている。			
	外部提供する条件	戸籍サーバへの接続については、ID及びパスワードを設定し、市及びシステム事業者の戸籍システム端末と戸籍サーバ間を結ぶ回線は、専用回線を用いることで、盗聴や改ざんの防止、外部からの接続防止などのセキュリティ対策を実施する。 また、本件外部提供先は、世界的なデータセキュリティに関する認証のPCIDSS（Payment Card Industry Data Security Standard）を取得している事業者であり、交換によって不用となった磁気ディスク内の戸籍データは、復元されない方法で確実に廃棄されることが担保できる。 加えて、戸籍サーバ内には、バックアップ保管用の専用領域が設けられ、システムのバックアップのほか、戸籍データのバックアップを複数世代で保管しており、戸籍法施行規則第72条			

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート
【市民課】

			<p>第1項における「戸籍簿及び除籍簿に記録されている事項と同一の事項の記録」を備え、戸籍データの全部又は一部が滅失したとしても、回復することが可能となるよう保全措置がとられている。</p>
通 知	外部提供	■無	<p>(理由)</p> <p>1 狛江市個人情報保護条例第13条第5項の規定の趣旨は、外部提供される保有個人情報の本人に対し、自己情報コントロール権の保障及び当該権利行使の機会の作出することにある。</p> <p>2 本件においては、本件外部提供先は、現在、戸籍システムで保守管理を行っており、これまで個人情報について厳格な管理を行い、情報漏えい等の事故は発生していない実績のある事業者である。また、サーバへの接続におけるID及びパスワードの設定やサーバ間を結ぶ回線を専用回線とするなど外部へのセキュリティ対策も実施することから、外部提供による個人情報の漏えいのリスクが低いと言える。</p> <p>また、本件は職員の負担軽減、業務の継続性の確保及びシステムの更新等への迅速な対応を図るため、必要性は高いものである。</p> <p>3 以上の理由により、保有個人情報を外部提供することにつき本人が自己情報コントロール権を行使しないことが一般通常人の立場から明らかであるといえることから、本件については、同条同項ただし書を適用し、外部提供にかかる通知は不要といたしたい。</p>
そ の 他 資 料	・「戸籍システムクラウド方式のご案内」		
備 考			

東京都狛江市役所 御中

戸籍システム クラウド方式のご案内

令和3年3月3日

富士ゼロックスシステムサービス株式会社

公共事業本部 首都圏支店 営業1課

当社クラウドシステム について

- 1 クラウドの仕組み
- 2 クラウド運用

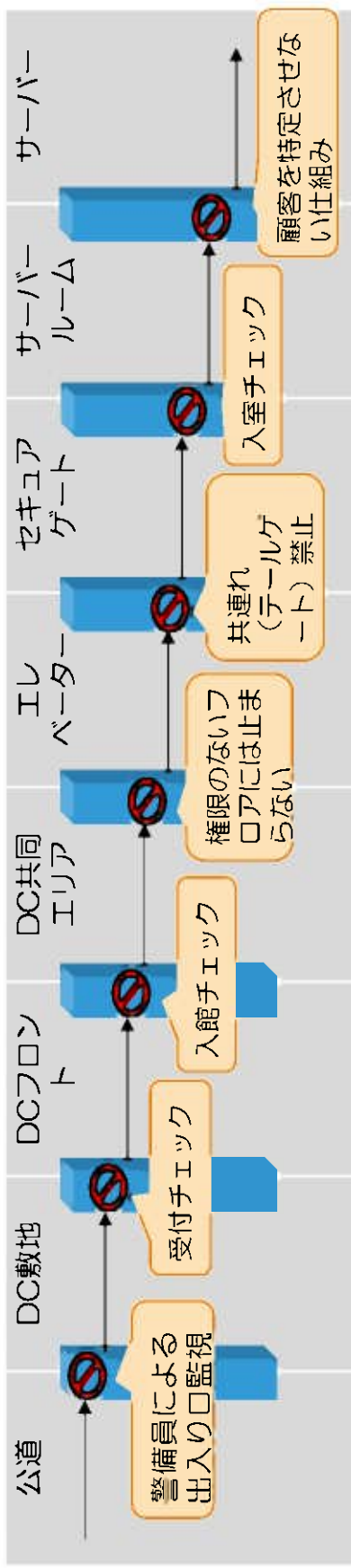
データセンターについて

➤ 堅牢なセキュリティを確保したデータセンターになります。

【基本要件】

- 地震や火災など災害に対して、一般建物より高いレベルでの安全性が確保されている。
- 機器のメンテナンスなど一部設備の一時停止時においても、コンピューティングサービスを継続して提供できる冗長構成の設備がある。
- 建物およびサーバ室へのアクセス管理が実施されている。
- 想定するエンドユーザの稼働信頼性：99.98%以上

【弊社提供データセンターについて（一例）】

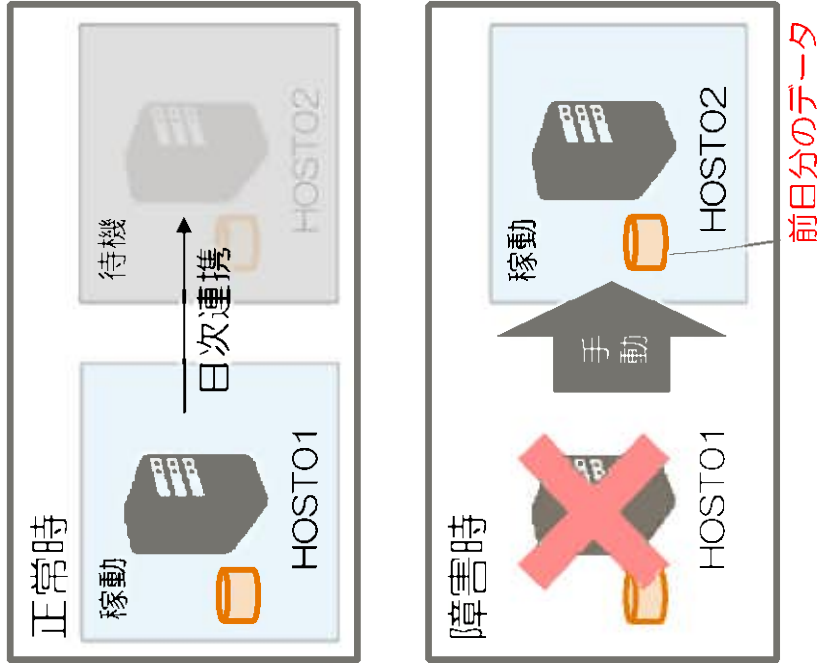


【データセンターの特徴】

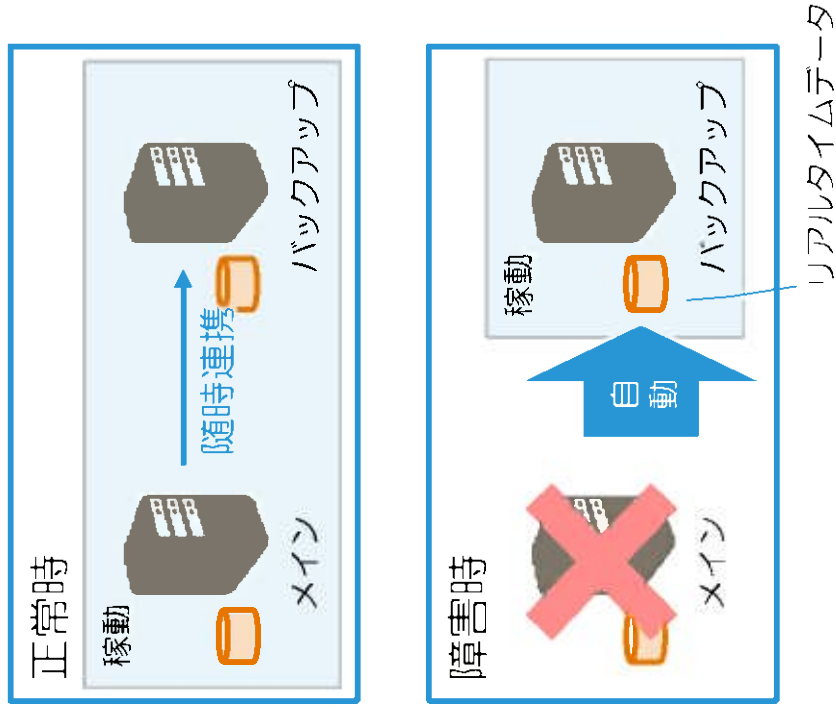
- ✓ 24時間365日スタッフが常駐
- ✓ 入退室管理システムにより、24時間施設を監視
- ✓ データセンター全体で生体認証セキュリティを利用
- ✓ 監視カメラ（CCTV）による監視を実施、ログは90日間以上保存 ※ 入退室の管理
- ✓ サーバルームは公開エリアに面した出入り口は存在しない
- ✓ 出入り口のドアには、施設を特定できるような表示無し
- ✓ サーバルームはデジタルセキュリティビデオによる監視を実施

連続可用性について

<現在のシステム>



<新システム>



随時でメインサーバと同期をとっているため、メインサーバにて障害発生の場合でも業務継続が可能となります。

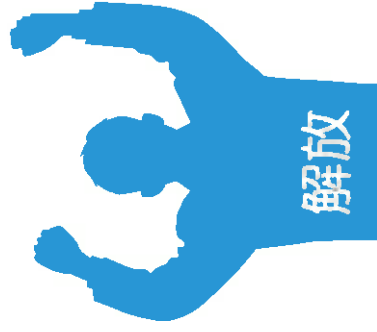
当社クラウドシステム について

- 1 クラウドの仕組み
- 2 クラウド運用

システム運用軽減

	作業名	BEFORE	AFTER
日次	バックアップ作業・確認	職員様	FXSS
	媒体交換	職員様	不要
	副本連携確認	職員様	FXSS
	住基連携確認	職員様	FXSS
	住所辞書更新	職員様	FXSS
随時	文字更新	職員様	FXSS
	バージョンアップ立ち合い	職員様	不要

※自治体様で従来どおりバックアップ確認が可能です。

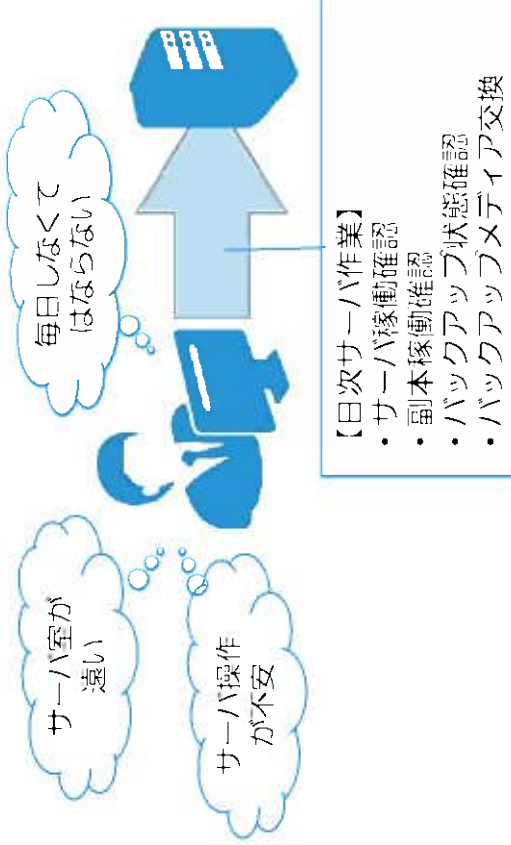


システム管理負担圧縮

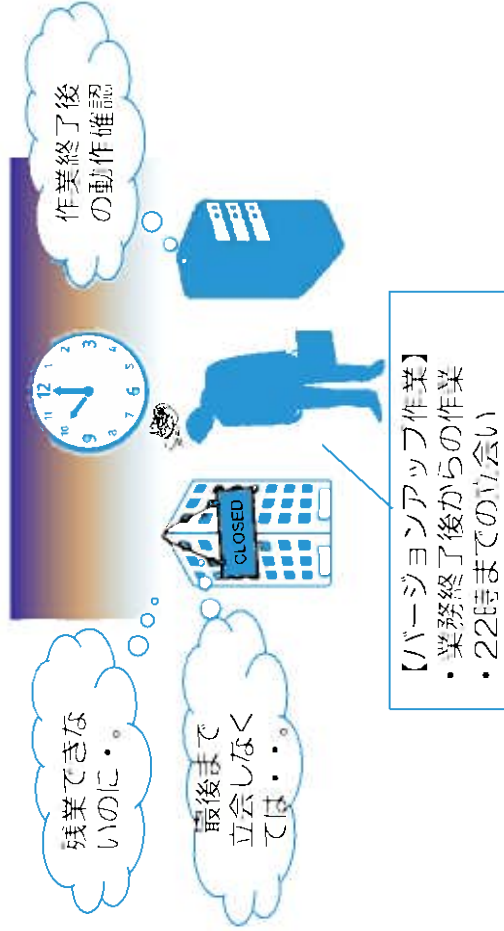
システム運用負担軽減の具体例

BEFORE

日次のサーバ確認作業

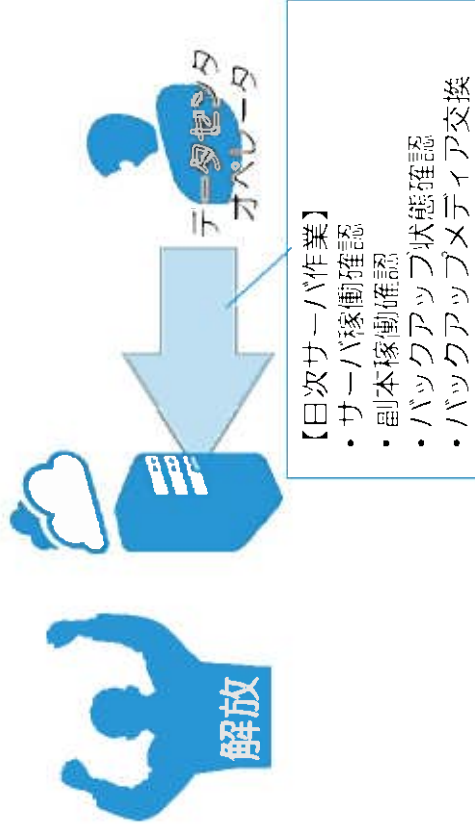


バージョンアップや保守作業の立ち合い

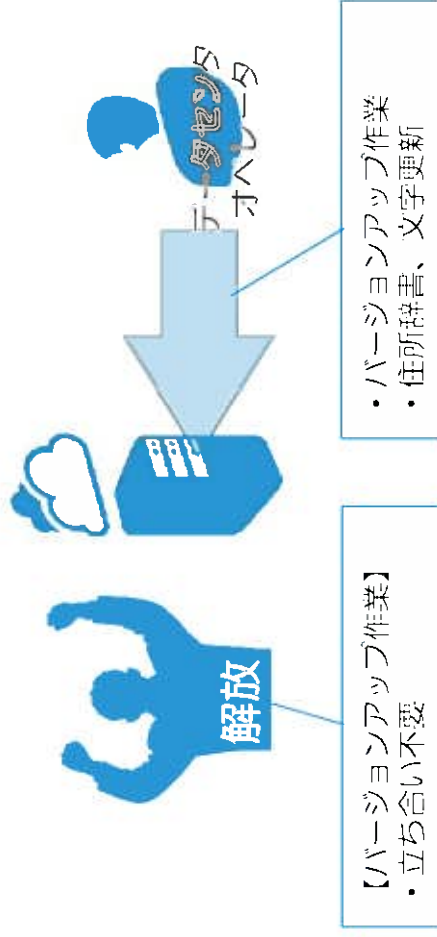


AFTER

サーバ確認作業は、データセンターにお任せ



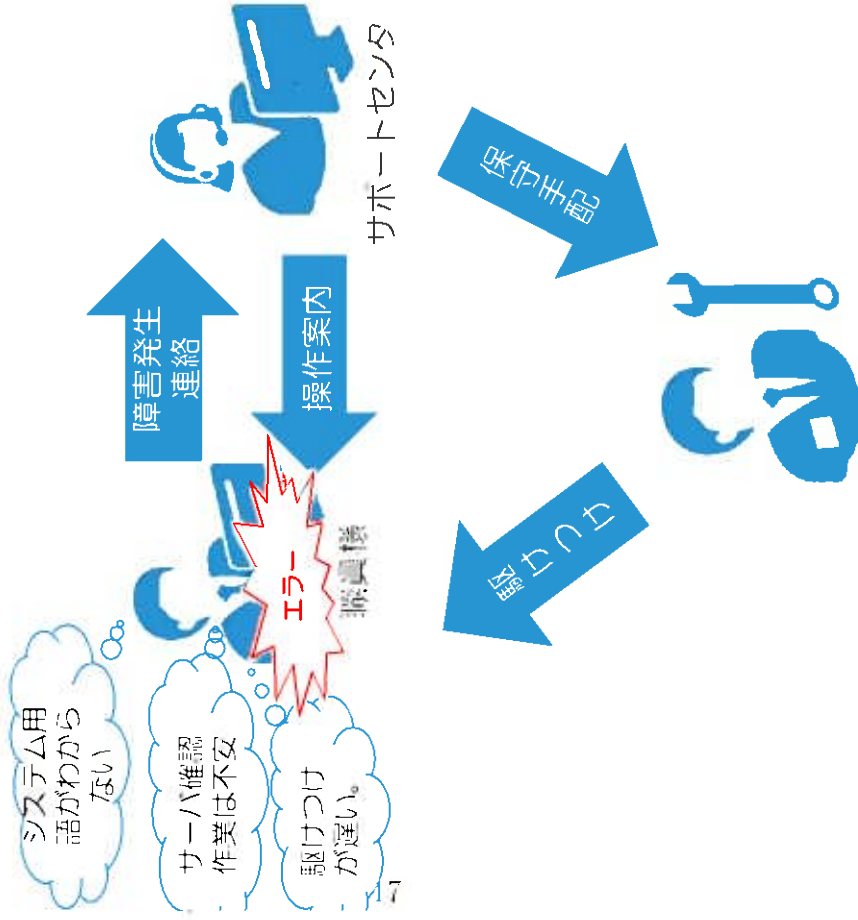
バージョンアップ作業や保守作業もデータセンターにお任せ



障害時システム対応負担軽減

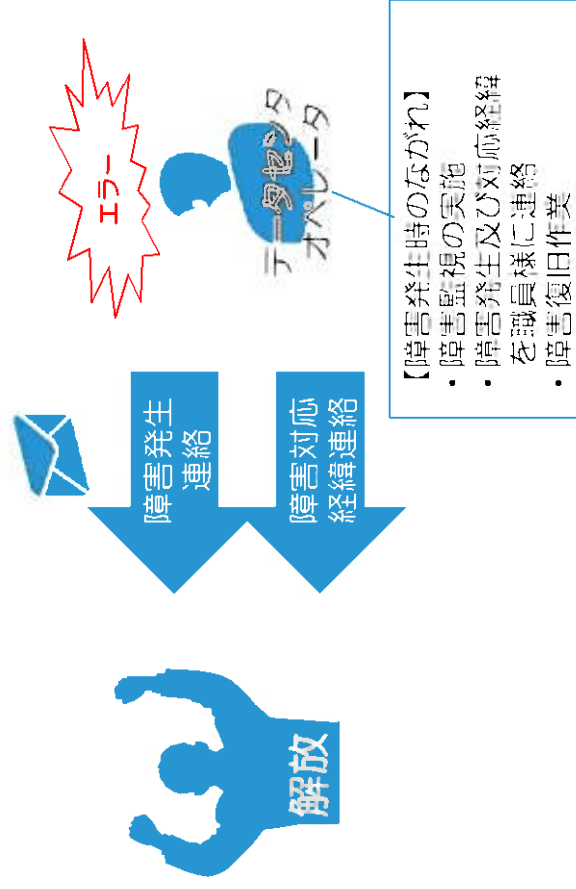
BEFORE

障害検知については職員様



AFTER

障害発生時は、データセンター側で迅速に対応



※自治体様に設置される機器の障害検知については、従来通りとなります。

セキュリティ強化の具体例

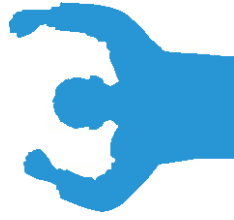
現状のセキュリティ対応について

	サービス形態	適用頻度	適用方法	対象	補足
OSパッチ	個別オプショ	最大年4回	パッチ手動適用	戸籍FAT クライアント	弊社作業者訪問
ウイルスパターン ファイル更新	個別オプショ	最大年4回	ウイルスバスター パターンファイル手動適用	戸籍FAT クライアント	弊社作業者訪問



クラウド移行後のセキュリティ対応

	サービス形態	適用頻度	適用方法	対象	補足
OSパッチ	標準サービス	適宜	WSUSパッチ自動配信	戸籍FAT クライアント	リモート適用
ウイルスパターン ファイル更新	標準サービス	更新都度	Windows Defender 自動配信	戸籍FAT クライアント	リモート適用



クラウド移行後には、標準サービスとしてセキュリティパッチや
パターンの配信を行います。

※弊社から戸籍FATクライアントを調達することが前提となります。

<input checked="" type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 報告事項	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）の実施に伴う保有個人情報の外部提供及び外部提供に伴う通知の要否並びに記録項目の設定について		
根拠規定	<input type="checkbox"/> ①条例第8条第2項第6号 本人外収集	<input type="checkbox"/> ②条例第12条第2項第4号 目的外利用	
	<input checked="" type="checkbox"/> ③条例第13条第2項第4号 外部提供	<input checked="" type="checkbox"/> ④条例第14条第2項 電子計算機処理による記録項目の設定，追加又は変更	
	<input type="checkbox"/> ⑤条例第15条第1項第2号 電子計算機処理による結合	<input type="checkbox"/> ⑥その他（ ）	
主管課	福祉保健部福祉政策課		
事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付事業		
事務の概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で，様々な困難に直面した方々に対し，速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から，住民税非課税世帯等に対して，1世帯あたり10万円を支給するものです。</p> <p>「住民税非課税世帯等」とは，次の世帯です。</p> <p>①住民税非課税世帯 令和3年12月10日を基準日として，この基準日において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯</p> <p>②家計急変世帯 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し，直近の収入が非課税相当の水準に下がった世帯</p> <p>なお，本給付事業の実施主体は市区町村とされており，その実施に必要な経費（事業費及び事務費）を国が全額補助することとなっている。</p>		
実施時期	令和4年1月21日から12月31日まで（予定）		
件数	対象世帯数	約11,700件	
	①住民税非課税世帯	約8,600件	
	②家計急変世帯	約3,100件	
<input checked="" type="checkbox"/> 外部提供する保有個人情報の項目			
基 本 的 事 項	心身の状況	家族状況等	社 会 生 活
<input type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 電子メールアドレス <input checked="" type="checkbox"/> 口座情報	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績 <input type="checkbox"/> 評価 <input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> 公的扶助
その他の記録項目	続柄		

<p>外部提供先の概要</p>	<p>1 窓口業務、封入・封緘業務の委託については、特別定額給付金支給事業、子育て世帯給付金事業等において郡内複数の区市で実績があり、プライバシーマークを取得されている株式会社総合キャリアオプションと随意契約を行う予定である。</p> <p>2 システム構築及び対象世帯の抽出、確認及び選定については、平成27年度及び平成28年度の臨時福祉給付金業務、平成31年度プレミアム付商品券業務、令和2年度の特別定額給付金の給付事業で使用したシステムを構築した実績があり、狛江市で基幹系システムの委託を請け負っている株式会社内田洋行と随意契約を行う予定である。</p>
<p>外部提供の形態</p>	<p>■ 紙媒体 ■ 電磁的記録媒体 <input type="checkbox"/> その他の媒体 (具体的な形態)</p>
<p>外部提供の理由、方法等</p>	<p>(理由、方法等)</p> <p>1 窓口業務、封入・封緘業務の委託に関する保有個人情報の外部提供について</p> <p>住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から臨時で行う事業であり、職員は全て他部署との兼務であることから、人員の面から全ての業務を職員のみで行うことは現実的に難しい状況である。そのため、親切かつ丁寧な給付の実現を図るため、平成27年度及び平成28年度に実施した臨時福祉給付金事業、平成31年度プレミアム付商品券事業、令和2年度特別定額給付金の給付事業と同様に、専門的な手法を有する民間オペレータに給付に関する窓口業務を委託する予定である。当該業務委託に伴い、臨時福祉給付金システムを当該窓口業務で使用するため、受託業者に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付事業の対象者の保有個人情報を外部提供する。</p> <p>また、本事業の対象世帯数は、約11,700件程度を想定しており、全ての方への発送業務を職員のみで行うことは困難であることから、封入・封緘業務を外部委託する予定である。当該委託事業に伴い、対象者の保有個人情報（氏名・住所・振込先金融機関口座情報）が書かれた住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書・支給案内書を外部提供する。</p> <p>2 臨時福祉給付金システムによる対象世帯の抽出、確認及び選定に関する保有個人情報の外部提供について</p> <p>住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の対象者の抽出及び選定作業については、専門的な知識を要することから、当該システムを構築した受託業者がサポートをする必要があるため、当該受託業者に対し、対象者の保有個人情報の外部提供をする。対象世帯については、内閣府から示されている予定である実施要領に沿い、支給要件を満たす対象世帯を選定する。</p>
<p>外部提供先での個人情報の管理の方法</p>	<p>ID及びパスワードを設定し、社内ネットワークから独立させている。また、封入・封緘業務に当たっては、申請書・不備通知書・給付のお知らせ等を施錠できる場所で保管している。</p> <p>臨時福祉給付金システムの構築業者については、市職員が立会いの</p>

	下、対象者の選定作業を行っており、更に外部への保有個人情報の漏えいを防止している。	
外部提供する条件	個人情報の保護については、狛江市個人情報保護条例（以下「条例」という。）の遵守を徹底させ、委託契約の中で厳密な取扱いを求めるとともに、個人情報の取扱いに関する特記仕様書を取り交わすこと。	
通知	外部提供	<p>■無</p> <p>(理由)</p> <p>1 条例第13条第5項の規定の趣旨は、外部提供される保有個人情報の本人に対し、自己情報コントロール権の保障及び当該権利行使の機会の作出することにある。</p> <p>2 しかし、本件においては、福祉政策課の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付事業の業務を担当する職員及び窓口業務を行う受託業者のみが使用できるようにID及びパスワードを設定し、庁内ネットワークから独立させること、窓口業務を行う受託業者は、本庁舎敷地内において窓口業務を行うこととし、市職員の目の届く範囲内で業務を行うことで外部提供した保有個人情報を持ち出すことができないような体制を構築すること、封入・封緘業務委託に当たっては施錠できる場所で申請書等を保管することにより、外部提供による保有個人情報の漏えいリスクは十分に低減されているといえる。</p> <p>加えて、臨時特別給付金の対象世帯の抽出及び選定に当たっては、専門的な知識を要することから臨時特別給付金システムを構築する受託業者がサポートをする必要があること、一定の期間で多数の方から申請及びお問合せがあることが予想されることから、親切かつ丁寧な給付の実現を図るため、専門的な手法を有する民間オペレータに給付に関する窓口業務を委託する必要があること、膨大な量の封入・封緘業務の実施は、兼務職員及び嘱託職員で構成される主管部署において困難であることから、本件の必要性は高いものである。</p> <p>3 以上の理由により、保有個人情報を外部提供することにつき本人が自己情報コントロール権を行使しないことが一般通常人の立場から明らかであるといえることから、本件については、同条同項ただし書を適用し、外部提供にかかる通知は不要といたしたい。</p>

■記録項目に設定する保有個人情報の項目

基 本 的 事 項	心 身 の 状 況	家 族 状 況 等	社 会 生 活
<input type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 電子メールアドレス <input checked="" type="checkbox"/> 口歴情報	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績 <input type="checkbox"/> 評価 <input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> 公的扶助

その他の記録項目	続柄、家計急変の有無
電子計算機処理による記録項目の設定、追加又は変更	【記録項目の設定、追加又は変更をする電子計算機処理の概要】 臨時福祉給付金システムで対象者の個人情報を保有することになるため、電子計算機処理による記録項目の設定を行う。
その他資料	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付事業概要資料
備考	

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を「プッシュ型」で給付する。

1. 対象者

① 基準日（令和3年12月10日）において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

② ①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）

2. 給付額

1世帯当たり10万円

3. 実施主体

市町村（特別区を含む）

4. 予算額

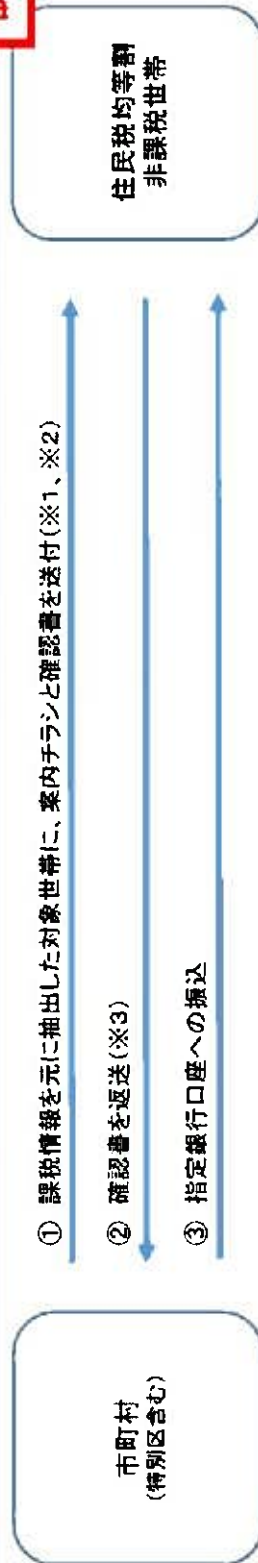
令和3年度補正予算（案）：14,323億円
※全額国庫負担（実施にかかると事務費を含む）

5. 給付時期

準備が整った市町村から、出来るだけ速やかに開始

6. 事業スキーム（イメージ）

※1. ①の場合。②の場合は対象者の申請に基づき給付



※1 本給付金は公金受取口座登録法上の「特定公的給付」に指定し、マイナンバーを活用した管理や課税情報等の確認を可能にする。

※2 市町村の状況に応じ、特別定額給付金の際の口座情報を活用した簡易な手続き（口座番号等の記載不要）を可能にする。

※3 「住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯でないこと」、「振込先口座番号」を確認して返送。

住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金における支給対象者の情報の抽出の流れ（イメージ）

取扱注意・未定稿

- 住民税非課税世帯の場合、①住民基本台帳により基準日(令和3年12月10日)時点の世帯別一覧を作成し、②④に基づいて令和3年1月1日で住民票のある者となり、③記載のある者は住民税課税台帳を確認、④1月2日以降の転入者は情報連携システムに課税状況を照会(※1)、⑤収集した個人単位の課税情報をもとに、住民基本台帳により基準日の世帯単位で課税状況を判定する。
- 家計急変世帯の場合、申請時に住民登録のある市町村に申請し、所得要件は申請書に基づき判定。

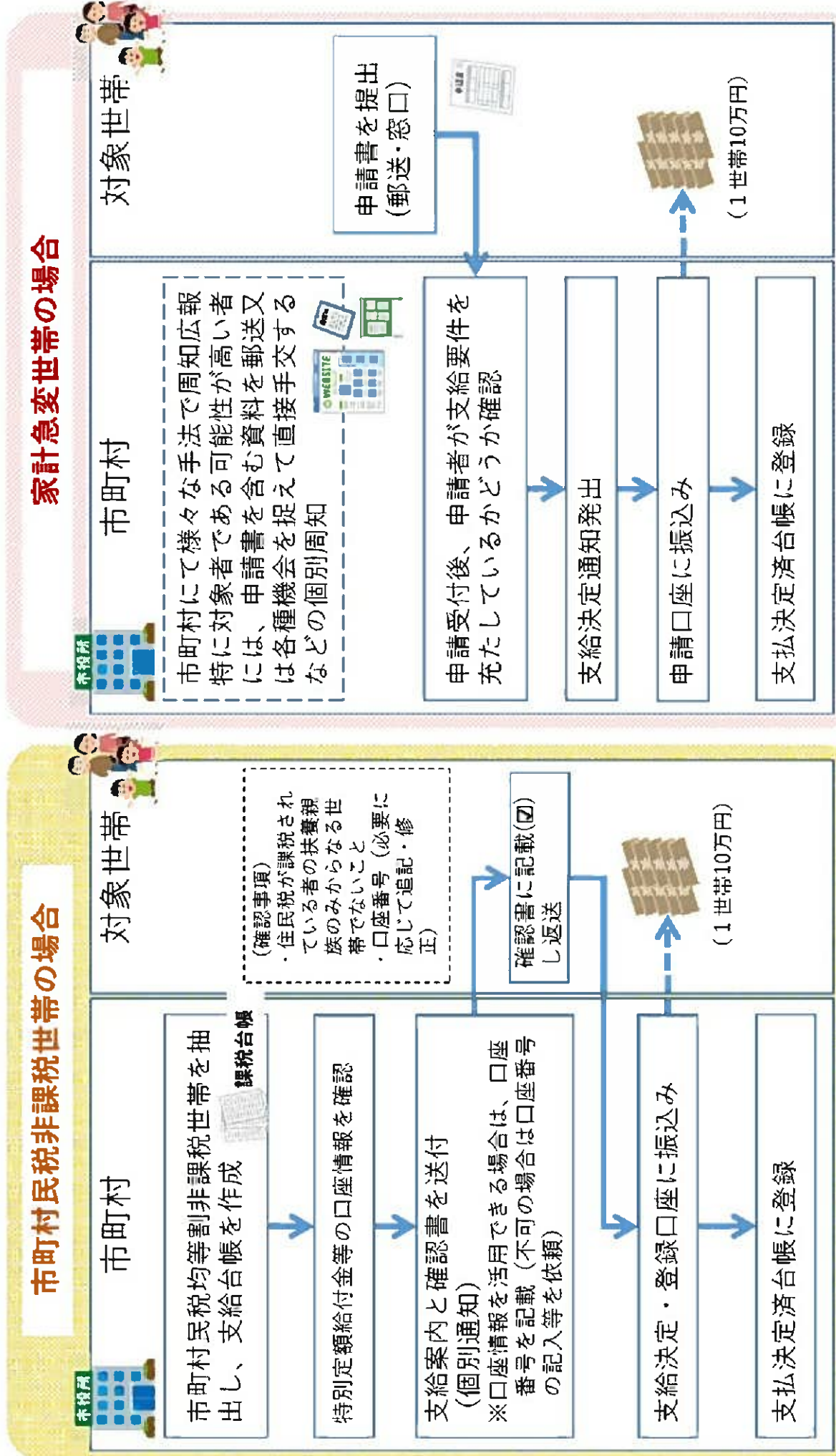


※1 マイナンバー情報連携システムによる照会を実施できない団体においては、公用照会（個別に関係機関に照会）等により対応
 ※2 市町村の判断により、1月2日以降の転入者については確認書の送付対象とせず、一般的な広報を行い、申請に基づいて給付を行う方法も可能
 ※3 生活保護世帯については、課税情報の確認に代えて、生活保護台帳により確認する方法も可能となるよう調整中

市町村における事務フロー（イメージ）

取扱注意・未定稿

市町村民税非課税世帯に対する給付は、国民からの申請を待たずに、課税情報をもとに、自治体において、給付対象となる世帯を抽出し、できるだけ簡素な手続きで迅速に支給を実施。



(※) 本給付金は公金受取口座登録法上の「特定公的給付」に指定され、税情報、特別定額給付金情報等の活用が可能になる見込み。

特定公的給付の指定について

取扱注意・未定稿

住民税非課税世帯等給付金は「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（令和3年法律第38号）第10条の規定における「特定公的給付」に指定され、これにより、以下が可能となる見込み（関係省庁と調整中）。

1. 本給付金の支給要件確認等のために必要となる地方税情報、特別定額給付金情報等の情報を、本給付金の事務のために取得・利用することが容易になる。

〔 地方税法第22条における守秘義務が解除され、地方税情報の利用が可能となる。また、税情報以外の特別定額給付金等の情報についても、個人情報保護条例上の目的外利用の適用除外の要件としての「法令の規定に基づく場合」に該当するものとして、受給者・登録口座等の情報を活用することが可能となると一般的には考えられる。 〕

→ これにより、市区町村が保有する各種情報を活用して、支給対象者の大宗をあらかじめ特定し、確認書の送付を行うことが可能となる。

2. 支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る当該判定に必要な情報その他の当該支給を実施するための基礎とする情報を個人番号（マイナンバー）を利用して管理することができる。

→ これにより、例えば、以下のような対応が可能となる。

- ① 令和3年1月1日（令和3年度分住民税の課税基準日）に他市区町村に住所を有していた者についても、マイナンバー制度に基づく情報連携によって、他市区町村の市町村民税情報を取得することが可能。
- ② 要申請となる者について、申請書に個人番号を記載してもらうことにより、申請者個人を一意に特定することが可能。

第三章 特定公的給付の支給の迅速かつ確実な実施に必要な措置

(特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理)

第十条 行政機関の長等は、特定公的給付（個別の法律の規定によらない公的給付のうち、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に支給されるもの又は経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるものとして内閣総理大臣が指定するものをいう。）の支給を実施しようとするときは、支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る当該判定に必要な情報その他の当該支給を実施するための基礎とする情報を個人番号を利用して管理することができる。

(資料の提出その他の協力)

第十一条 行政機関の長等は、前条に規定する情報の管理に関する事務のために必要があると認めるときは、他の行政機関の長等に対して、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。この場合において、当該求めを受けた者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート
【福祉相談課】

<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項	搜索のための都内自治体及び神奈川県内自治体に対する保有個人情報 の外部提供について			
根 拠 規 定	<input type="checkbox"/> ①条例第8条第2項第6号 本人外収集	<input type="checkbox"/> ②条例第12条第2項第4号 目的外利用		
	<input type="checkbox"/> ③条例第13条第2項第4号 外部提供	<input type="checkbox"/> ④条例第14条第2項 電子計算機処理による記 録項目の設定, 追加又は 変更		
	<input type="checkbox"/> ⑤条例第15条第1項第2号 電子計算機処理による結 合	<input checked="" type="checkbox"/> ⑥その他 (条例第13条第4項)		
主 管 課	福祉保健部福祉相談課			
事 務 の 名 称	行方不明認知症高齢者等搜索			
事 務 の 概 要	<p>令和3年12月14日(火)13時頃、認知症のある本人が銀行へ 行くと夫へ言い、外出したが、15時30分頃、本人から「今登戸 にいるが帰り方がわからない。」と電話があり、夫から電車で 帰るよう伝えた。しかしその後も帰宅せず、夫が担当ケアマネ ジャーへ相談した。17時15分頃、市への相談に至る。</p> <p>市への相談時、警察への届け出がまだだったため、連絡を入 れるよう助言する。すでに夜間で気温も下がっており、本人の 安否が心配されたため、夫の了承を得て、市職員による市内の 巡回搜索、市内介護保険事業所への搜索協力依頼及び行方不明 認知症高齢者等情報共有サイトを通じ、東京都と神奈川県、警 視庁に対して本人の搜索依頼及び情報提供の呼び掛けを行った。</p> <p>15日(水)午前、担当ケアマネジャーより、本人は14日午後9 時30分頃にひとりで自宅へ帰宅し、特にけが等もなく無事を確認 したと連絡がある。搜索協力依頼先へ保護されたことを報告し、 行方不明認知症高齢者等情報共有サイト登録の解除を行った。</p>			
実 施 時 期	令和3年12月14日から令和3年12月15日まで			
件 数	1件			
	<input type="checkbox"/> 収集する個人情報の項目 <input type="checkbox"/> 目的外利用する <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供する <input type="checkbox"/> 記録項目に設定する <input type="checkbox"/> 記録項目に追加する <input type="checkbox"/> 記録項目に変更する } 保有個人情報の項目			
基 本 的 事 項	心 身 の 状 況	家 族 状 況 等	社 会 生 活	
<input type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号	<input checked="" type="checkbox"/> 健康状態 <input checked="" type="checkbox"/> 病歴 <input checked="" type="checkbox"/> 身体の特徴	<input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績 <input type="checkbox"/> 財産	<input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 評価 <input type="checkbox"/> 収入

<input type="checkbox"/> 電子メールアドレス <input type="checkbox"/> 口座情報			<input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> 公的扶助
その他の項目		服装	
外部提供	外部提供先の概要	都内自治体、神奈川県内自治体の福祉事務所及び警視庁	
	外部提供の形態	<input type="checkbox"/> 紙媒体 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録媒体 <input type="checkbox"/> その他の媒体 (具体的な形態)	
	外部提供の理由、方法等	(理由、方法等) 本人検索のため、1都6県の高齢関係部局及び警視庁の担当者のみが閲覧可能な行方不明認知症高齢者等情報共有サイトへ本人の情報を掲載し、東京都と神奈川県に対して本人の検索依頼及び情報提供の呼び掛けを行った。	
	外部提供先での個人情報の管理の方法	1都6県及び警視庁の担当者が専用のID及びパスワードでログイン可能な共有サイトで管理されている。	
通知	外部提供	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 事前 <input checked="" type="checkbox"/> 事後 (方法) 本人へ送付した。
その他資料			
備考			

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート
【子ども政策課】

<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項	令和3年度狛江市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））事業の対象者への通知に伴う目的外利用及び目的外利用に係る通知の要否並びに電子計算機処理による記録項目の設定について		
根拠規定	<input type="checkbox"/> ①条例第8条第2項第6号 本人外収集	<input checked="" type="checkbox"/> ②条例第12条第2項第4号 目的外利用	
	<input type="checkbox"/> ③条例第13条第2項第4号 外部提供	<input checked="" type="checkbox"/> ④条例第14条第2項 電子計算機処理による記録項目の設定，追加又は変更	
	<input type="checkbox"/> ⑤条例第15条第1項第2号 電子計算機処理による結合	<input checked="" type="checkbox"/> ⑥その他（ ）	
主管課	子ども家庭部子ども政策課		
事務の名称	令和3年度狛江市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））事業		
事務の概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中，その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から，高校生までの子どもがいる世帯に対し，臨時特別の給付金を支給することにより，子育て世帯に対する適切な配慮を行うことを目的とする。</p> <p>●対象者 児童手当認定者（特例給付を除く），高校生年代の子どもがいる世帯（所得制限あり）</p> <p>●内容，支給額 上記対象者がいる世帯に給付金（100,000円/子）を支給する。</p>		
実施時期	令和3年12月から		
件数	約6,900世帯		
<input type="checkbox"/> 収集する個人情報の項目 <input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用する <input type="checkbox"/> 外部提供する <input type="checkbox"/> 記録項目に設定する <input type="checkbox"/> 記録項目に追加する <input type="checkbox"/> 記録項目に変更する			
保有個人情報の項目			
基本的事項	心身の状況	家族状況等	社会生活
<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 本籍 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 電子メールアドレス <input checked="" type="checkbox"/> 口座情報	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績 <input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助
<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所			<input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 評価 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 趣味

その他の項目		
目的外利用	目的外利用をする個人情報取扱事務（提供元の事務）の名称	児童手当事務，児童扶養手当事務，特別児童扶養手当，児童育成手当，令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金事務，低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）
	目的外利用をする個人情報取扱事務（提供元の事務）を行う組織の名称	子ども家庭部子ども政策課
	目的外利用の理由，方法等	（理由，方法等） 理由：各種事業対象者に対しあらかじめ通知を送付することで，早急な支援を漏れなく実施するため 方法：児童手当事務，児童扶養手当事務，特別児童扶養手当，児童育成手当，令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金事務，低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）で使用している認定情報を利用する。
通知	目的外利用	<p>■無</p> <p>（理由） （例）</p> <p>1 狛江市個人情報保護条例第12条第5項の規定の趣旨は，目的外利用される保有個人情報の本人に対し，自己情報コントロール権の保障及び当該権利行使の機会の作出をすることにある。</p> <p>2 しかし，本件においては，対象者にあらかじめ通知を送付することで，早急な支援を漏れなく実施することを目的としていることから対象者にとって不利益となる可能性が限りなく低い一方で必要性が非常に高いといえるため，本件目的外利用の必要性が高いといえる。</p> <p>また，本件においては，子ども政策課が保有している児童手当，児童扶養手当，特別児童扶養手当，児童育成手当，令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金事務，低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）認定情報であり，かつ外部提供を伴う事務ではないため，目的外利用による保有個人情報の漏洩のリスクは非常に低いといえ</p>

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート
【子ども政策課】

			<p>る。</p> <p>3. そのため、保有個人情報を目的外利用することにつき本人が自己情報コントロール権を行使しないことが一般通常人の立場から明らかであるといえる。</p> <p>よって、本件については、同条同項ただし書を適用し、目的外利用にかかる通知は、不要といたしたい。</p>
<p>□収集する個人情報の項目</p> <p> <input type="checkbox"/>目的外利用する <input type="checkbox"/>外部提供する <input type="checkbox"/>記録項目に設定する <input checked="" type="checkbox"/>記録項目に追加する <input type="checkbox"/>記録項目に変更する </p> <p>保有個人情報の項目</p>			
<p>基 本 的 事 項</p> <p> <input checked="" type="checkbox"/>識別番号 <input checked="" type="checkbox"/>氏名 <input type="checkbox"/>本籍 <input type="checkbox"/>国籍 <input checked="" type="checkbox"/>生年月日 <input checked="" type="checkbox"/>年齢 <input type="checkbox"/>性別 <input checked="" type="checkbox"/>住所 <input checked="" type="checkbox"/>電話番号 <input checked="" type="checkbox"/>電子メールアドレス <input checked="" type="checkbox"/>口座情報 </p>	<p>心身の状況</p> <p> <input type="checkbox"/>健康状態 <input type="checkbox"/>病歴 <input type="checkbox"/>身体の特徴 </p>	<p>家族状況等</p> <p> <input checked="" type="checkbox"/>家族状況 <input type="checkbox"/>親族関係 <input checked="" type="checkbox"/>婚姻 </p>	<p>社 会 生 活</p> <p> <input type="checkbox"/>職業 <input type="checkbox"/>職歴 <input type="checkbox"/>学歴 <input type="checkbox"/>学業 <input type="checkbox"/>資格 <input type="checkbox"/>賞罰 <input type="checkbox"/>成績 <input type="checkbox"/>評価 <input type="checkbox"/>財産 <input type="checkbox"/>収入 <input type="checkbox"/>納税状況 <input type="checkbox"/>趣味 <input type="checkbox"/>公的扶助 </p>
<p>そ の 他 の 項 目</p>			
<p>電子計算機処理による記録項目の設定、追加又は変更</p>	<p>【記録項目の設定、追加又は変更をする電子計算機処理の概要】 児童手当システムの記録項目に追加する。</p>		
<p>そ の 他 資 料</p>			
<p>備 考</p>			